

寡婦（夫）控除等のみなし適用に係る誓約書

令和 年 月 日

（宛先）埼玉県知事

住所

氏名

私は、今般申請した、小児慢性特定疾病医療費の支給認定（変更を含む）について、
※ に関し、寡婦（夫）控除のみなし適用が行われることを希望するので、
以下の要件に該当しなくなる事実が生じていないことを誓約します。

※寡婦（夫）控除のみなし適用の要件を満たす者の氏名を記載すること。

前年12月31日時点及び今般の支給認定（変更）申請の時点のいずれにおいても、
過去に婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない
母（父）であること

なお、誓約内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用が取り消され、本誓約に基づき適用された小児慢性特定疾病医療費の負担上限月額減額分の全額を、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けた者が返還することに同意します。

- ※ 本誓約書を提出した場合であっても、寡婦（夫）控除のみなし適用の要件に該当するかを確認するため、必要に応じ、戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として、その提出を求めることがあります。
- ※ 生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※ その他、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されない場合があります。